

# 金融資産の消滅範囲に関する改正 金融商品会計基準等、公表 — ASBJ

去る5月28日、企業会計基準委員会が、第577回企業会計基準委員会を開催した。

主な審議事項は以下のとおり。

## 譲受人がSPCである場合の

### 金融資産の消滅範囲の明確化

前回（2026年6月10日号（No.1778）情報ダイジェスト参照）に引き続き、企業会計基準公開草案97号（企業会計基準10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」等の文

案等について審議が行われた。

出席委員全員の賛成で公表議決

された（9月2日公表。<https://www.asb-j.jp/jp/accounting-standards/y2026/2026-0602.html>）。

### 金融資産の減損

前回（2026年6月10日号

（No.1778）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融資産の減損に関する企業会計基準公開草案89号（企業会計基準10号の改正案）「金融商品に関する会計基準（案）」等のコメント対応について審議が行われた。

「公開草案に『実効金利法にお

ける利息法を採用している場合の算定は先入先出法による」と記載があるが、先入先出法以外の方法を認めてほしい」とのコメントに対して、事務局から「実効金利法を採用しているときの売却原価の算定についての定めを削除する」提案が示された。

委員からは、事務局案を支持する意見が多く聞かれた。

### 金融商品の分類・測定

前回専門委員会（2026年6月10日号（No.1778）情報ダイジェスト参照）に引き続き、金融商品の分類・測定に関して予想信用損失モデルの適用範囲と関連する領域であるフェーズ1の検討項目のうち、次の論点について事務局分析が示され審議された。

#### (1) 複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブの取扱い

複合金融商品に関するIFRS S9号「金融商品」と金融商品会計基準等の定めを確認したうえで、複合金融商品である金融資産に組み込まれたデリバティブ

の取扱いに関して、「組込デリバティブの区分処理の定めを残すべきかどうか」、「その定めを維持した場合の影響」について分析が示された。

#### (2) SPP-要件に基づくアプローチの採用

金融資産の分類アプローチについて、仮にSPP-要件に関するIFRS9号のアプローチを取り入れる場合には、判断が必要となる領域を相対的に小さくする対応を組み合わせることが考えられると分析された。その対応として次の2つの方向性が示された。

案1…IFRS9号のSPP-要件に関する定めをすべて取り入れる。  
案2…組込デリバティブの区分処理の影響を除いてSPP-要件を適用した場合と同様の結果となるように、現行の取扱いを踏襲し、実務において一般的と考えられる金融資産ごとに個別の定めを設ける。

委員からは、「現実的な対応」など、案2を支持する意見が聞かれた一方、「案2で新しい金融商品をすべて書き込めるか」と案1を支持する意見も聞かれた。

## 財務省法人企業統計調査

—令和8年1～3月期調査

この調査は、統計法に基づく基幹統計として資本金1千万円以上の営利法人等を対象に、企業活動の短期的動向を把握することを目的として、四半期ごとの仮決算計数を調査しているものです。

以下は、令和8年6月1日に発表した令和8年1～3月期の調査結果の概要です。

回答法人数 23,136社 (18,998社)

回答率 72.1% (72.3%)

( ) 書きは金融業、保険業を除いた数値です。

### ◆売上高(金融業、保険業を除く)

#### 製造業は増収、非製造業は減収

売上高は、408兆6,614億円で、対前年同期増加率(以下、「増加率」という)は1.1%となりました。業種別にみると、製造業は4.5%、非製造業は▲0.3%となりました。

### ◆経常利益(金融業、保険業を除く)

#### 製造業、非製造業ともに増益

経常利益は、32兆6,271億円で、増加率は14.6%となりました。業種別にみると、製造業は42.9%、非製造業は1.4%となりました。

### ◆設備投資(金融業、保険業を除く)

#### 製造業は減少、非製造業は増加

設備投資額は、18兆8,064億円で、増加率は0.0%となりました。業種別にみると、製造業は▲0.4%、非製造業は0.3%となりました。なお、ソフトウェア投資額を除いた設備投資額は1兆5,662億円で、増加率は▲1.4%となりました。

### 対前年同期増加率の推移(金融業、保険業を除く)

(単位: %、億円)

区分	7.1-3	4-6	7-9	10-12	8.1-3	
売上高					(実額)	
全産業	4.3	0.8	0.5	0.7	4,086,614	1.1
製造業	5.7	1.3	0.2	1.0	1,225,321	4.5
非製造業	3.8	0.6	0.6	0.5	2,861,293	▲0.3
経常利益					(実額)	
全産業	3.8	0.2	19.7	4.7	326,271	14.6
製造業	▲2.4	▲11.5	23.4	0.9	129,231	42.9
非製造業	7.0	6.6	17.6	7.1	197,040	1.4
設備投資					(実額)	
全産業	6.4	7.6	2.9	6.5	188,064	0.0
	(6.9)	(5.2)	(2.9)	(7.3)	(165,662)	(▲1.4)
製造業	4.2	16.4	1.4	0.0	61,981	▲0.4
	(3.0)	(17.0)	(2.0)	(0.3)	(55,287)	(▲1.2)
非製造業	7.6	3.0	3.9	10.1	126,083	0.3
	(8.9)	(▲1.1)	(3.4)	(11.5)	(110,375)	(▲1.5)

(注)設備投資の( )書きは、ソフトウェア投資額を除いたベース。

「法人企業統計調査」は、統計法に基づく基幹統計に指定されており、調査の対象となった法人様には調査票を提出する義務がございますので、必ず提出期限までに財務省(財務局・財務事務所)への提出をお願いします。

なお、次回令和8年4～6月期の調査票の提出期限は令和8年8月10日、結果の公表は令和8年9月1日の予定です。

排出量取引制度

① 前回専門委員会（2026年6月10日号（No.1778））情報ダイジェスト参照）に引き続き、排出量取引制度に係る会計上の取扱いについて審議が行われた。

② 主な審議事項は次のとおり。  
 (1) 制度対象事業者の排出枠の売却の会計処理

排出枠の売却時の会計処理について、投機目的ではなくとも制度対象事業者が経済合理性のために排出枠の取引を行うことが想定されるなどの意見が聞かれたことを踏まえ、制度対象事業者が保有義務の充足以外の目的で排出枠の取引を行うことがあると想定した場合の会計処理について検討が行われた。

① 無償割当の排出枠と購入した排出枠の違い

事務局から、無償割当の排出枠と購入した排出枠を区別したうえで、購入した排出枠については、無償割当の排出枠とは異なる売却の会計処理を検討する案が示された。

委員からは、賛同する意見が聞かれた一方、「無償割当の排出枠と購入した排出枠を区別するのは複雑になる」などの意見も聞かれた。

② 購入した排出枠の売却の会計処理

事務局から、制度対象事業者の購入した排出枠を保有目的等に就いて分類するかどうかについて、「購入した排出枠を保有目的等で分類しない」とする事務局案が示された。

(2) 制度対象事業者の引当金の会計処理

排出実績量が無償割当の排出枠の量を上回る場合の引当金の会計処理に関する論点について、次の対応案が示された。

① 引当金の計上要件に該当する時点：割当年度が開始し制度対象事業者により算定対象となる二酸化炭素の排出が行われた時点。

② 費用計上に係る「当期の負担に属する金額」…引当金の計上要件を満たした時点で、割当年度の排出実績量見込みに対する当該時点までの排出の進捗を加味して配分した金額。

③ 無償割当の排出枠の2年度分保有と引当金の関係…当割当年度の償却日において2年度分の無償割当の排出枠を保有していたとしても、翌割当年度の無償割当の排出枠を加味しない。

会計・監査・開示  
来し方行く末

連結財務諸表の特徴②  
作成(5)

公認会計士  
市川 育義

連結財務諸表作成プロセス（前段階）の論点のうち、前回までの「(1)子会社の判定」に続き、今回は、「(2)関連会社の判定」について解説する。

関連会社は、親会社の支配が及ばないため、連結対象とはならないが、事業遂行上重要な影響を及ぼすため、持分法の適用対象とされている（連結上のみ）。関連会社の定義は次のとおりである（持分法会計基準5項）。

「関連会社」とは、企業（当該企業が子会社を有する場合に、当該子会社を含む。）が、出資、人事、資金、技術、取引等の関係を通じて、子会社以外の他の企業の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合における当該子会社以外の他の企業をいう。

関連会社の判定においても、持株比率といった形式判定ではなく、重要な影響の状況を踏まえた実質判定が求められている。

そしてこの場合も、適切な実質判定をサポートするため、具体的な判定基準として3つの推定規定が設定されている（持分法会計基準5-2項）。

- ① 「議決権所有割合が20%以上」
- ② 「議決権所有割合が15%以上20%未満」かつ「重要な影響が推測される一定の事実が存在」
- ③ 「緊密な者等と合わせて議決権所有割合が20%以上」かつ「重要な影響が推測される一定の事実が存在」

子会社の推定規定と比較すると、関連会社の推定規定では、主に次の点が相違している。

◆議決権所有割合20%を起点としている点

子会社判定においては最高意思決定機関である株主総会における議決権所有割合（過半数）を起点として、各推定規定が設定されている。これに対して関連会社判定においては、議決権所有割合20%を起点としている。この20%は、過半数の議決権所有割合のように特別な権限でサポートされているものではない。

◆「重要な影響」をキーワードとしている点

子会社判定においては「意思決定機関の支配（支配力）」がキーワードとなっており、関連会社判

定においては「重要な影響（影響力）」がキーワードとなっている。このため、子会社判定の基準は支配力基準、関連会社判定の基準は影響力基準と称されている。この影響力については、「重要な影響が推測される一定の事実」として、次の事項が例示されている。

- ・人事関係…取締役等の派遣
- ・資金関係…重要な融資の実行
- ・技術関係…重要な技術の提供
- ・取引関係…重要な取引の存在

【その他の留意事項】

関連会社の範囲は以上では完結せず、この他に「共同支配企業」が含まれることに留意する必要がある。

企業結合会計基準においては、共同支配企業の形成時の会計処理が規定され、連結財務諸表上、共同支配企業に対する投資について持分法を適用するとされている。

このため、これに対応して、財務諸表等規則8条6項4号において、共同支配企業は関連会社と規定されている。

したがって、厳密には関連会社の判定基準は3つでなく4つあるといえることになる。

## SHK制度に係る実務対応基準、公表議決へ—SSBJ

去る5月26日、SSBJは第69回サステナビリティー基準委員会を開催した。

主な審議事項は次のとおり。

### SHK制度に係る実務対応基準

前回（2026年6月1日号（No.1777）情報ダイジェスト参照）に引き続き、サステナビリティー開示実務対応基準公開草案1号「温対法におけるSHK制度の定める方法により測定し報告する温室効果ガス排出を用いて『気候基準』の定めに従う場合の測定及び開示（案）」（以下、「本公開草案」という）に寄せられたコメント対応について、前回までの審議を踏まえた「公表にあたって」の文案について審議された。

委員からは、賛意が聞かれた。次回（6月8日開催予定）公表議決され、6月に最終化する目標が示された。

### SSBJ基準への言及に関する注意喚起文書の公表

有報のサステナビリティー関連記載事項の開示にあたり、SS

BJ基準のすべての定めに従っていない場合であっても有報でSSBJ基準に言及している企業が見受けられている。

SSBJ基準のすべての定めに従っていないにもかかわらず、SSBJ基準に準拠しているかのような誤解を生じさせる可能性がある表現を用いてSSBJ基準に言及することは適切であるとして、事務局は、有報におけるSSBJ基準への言及について、注意喚起文書として公表することを提案した。

本文書は、SSBJ基準のすべての定めに従っていない場合、不適切であると考えられる記載、将来のSSBJ基準への準拠に関する言及等に関するSSBJの考えをまとめたもの。委員からは異論は聞かれなかった（5月29日公表。[https://www.ssbj.jp/jp/related\\_information/disclosure\\_notice.html](https://www.ssbj.jp/jp/related_information/disclosure_notice.html)）。

## IFRS 20号「規制資産及び規制負債」、公表—IASB

去る5月27日、国際会計基準審議会（IASB）は、新たな基準書であるIFRS 20号「規制資産及び規制負債」（以下、「IFRS 20号」という）を公表した。

これは、特定の料金規制の対象となる企業のための新たな基準書であり、投資家等が、料金規制が企業の財務業績、財政状態、および将来のキャッシュ・フローの見通しに及ぼす影響をより理解できることを目的としている。

### IFRS 20号の内容

IFRS 20号は、顧客に課すことのできる料金の金額および時期を決定する料金規制に企業が従う場合に適用され、電力・ガスなどの企業や、バス・鉄道などの企業が通常は対象となる。

IFRS 20号が想定する状況では、企業が財やサービスを提供する時期と、顧客から収入を得る時期が異なることがあり、このようなタイミングのずれが生じる場合には、損益計算書に

計上する収益と、貸借対照表に認識する資産および負債は、企業がその期間に提供した財やサービスの実態を表すのが難しいことがある。

IFRS 20号ではこれを「時点差異」と呼んでおり、企業の財務諸表に時点差異による影響を反映させることを求めている。

また、IFRS 20号は、会計上の実務の多様性を減らし、企業間の比較可能性を改善することが期待されている。IFRS 20号は、IFRS 15号「顧客との契約から生じる収益」により提供される情報を補足し、IFRS 14号「規制繰延勘定」に代わる基準書である。

### 適用関係

IFRS 20号は、2029年1月1日以降に開始する事業年度から適用され、企業は当該基準書を早期適用することができる。

## 気候関連開示規則の撤回案、公表—SEC

去る5月29日、SECは、気候関連開示規則の撤回を提案した。

SECは、2024年3月に、1933年証券法と1934年証券取引法に基づく規則の改正を承認し、温室効果ガス排出、気候関連リスクの管理、激しい気象現象の財務諸表への影響など、気候関連事項について、上場企業に対して詳細な開示を義務づけた。しかし、規則公表後、規則の反対者が規則の執行停止の申立てを行い、SECは、2024年4月に、裁判所での

裁判完了まで規則の執行を停止し、さらに、2025年3月には、規則の擁護を終了することを決議した。また、裁判所は、2025年9月に、SECに規則の再検討を促していた。

SECは、「気候変動に関する開示規則の制定はSECの法定権限の範囲を超えている」という規則反対者のかねてからの主張を認めている。

撤回の提案に関するコメントは、連邦官報に掲載後60日間、募集される。

この10日間に公表・公布された経理関係重要法規等

日付	法規等	出所	備考
2026年5月26日	投資法人の計算に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)	金融庁	投資法人の資産運用報告等について、ウェブサイトに掲載することにより投資主に提供することができるよう、規定の整備を行うもの。コメント期限は6月25日。 <a href="https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260526/20260526.html">https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20260526/20260526.html</a>
2026年5月28日	「国税徴収法基本通達」の一部改正について(法令解釈通達)	国税庁	事業性融資の推進等に関する法律の創設に伴う企業価値担保権の実行手続等に関する改正、および令和6年度税制改正による国税徴収法の改正等(長期間にわたり供託された換価代金等の配当がされない事態へ対応するための措置の整備等)に伴い、所要の整備を図ったもの。 <a href="https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/kaisei/260520/01.htm">https://www.nta.go.jp/law/tsutatsu/kihon/chosyu/kaisei/260520/01.htm</a>

金融

## 米PCE再加速とFRB政策運営の行方

米商務省が5月28日に発表した4月の個人消費支出(PCE)価格指数は、前月比0.4%、前年同月比3.8%の上昇となった。食品とエネルギーを除くコアPCE価格指数も前月比0.2%、前年同月比3.3%上昇し、5月22日に就任したウォーシュFRB議長の下で初めて確認される主要物価指標となった。総合PCEの前年同月比は、1月、2月がともに2.9%だった後、3月に3.5%へ上昇し、4月には3.8%まで伸びを高めた。前月比でみると、3月の0.7%上昇から4月は0.4%上昇へ鈍化しており、単月の伸びがさらに加速したわけではない。

物価指標の一部に鈍化の兆候があることから、市場では新議長の下でFRBが利下げに向けた地ならしを進めるのではないかとという見方も出やすい。ただ、FRBが重視する物価指標が3%台後半に乗せ、コア指数も3.3%と2%目標をなお上回っていることを踏まえれば、早期利下げを織り込むには材料不足だろう。むしろ、ウォーシュ氏がFRB議長に就任した直後に、物価指標が再び上向いたことの意味は小さくない。

パウエル前議長は、慎重姿勢を維持してきただけに、ウォーシュ氏の就任は市場に利下げ期待を抱かせやすい面があるが、実際は政策運営をタカ派方向に縛るものとなっている。もちろん、4月のPCEが前月比で鈍化したことをみれば、FRBがただちに一段の引締めに向くとみるのは早計だ。しかし、総合で3.8%、コアで3.3%という水準は、利下げを急ぐにはなお高い。FRBが物価抑制を優先すれば、米金利とドル調達コストの高止まりが続き、為替予約コストや輸入原価、海外子会社向け資金にも影響が及ぶ。特に今後もドル建債務を抱える企業では注意が必要となり、借入条件の確認も重要となる。

ウォーシュ新議長の政策運営は、米国市場だけでなく、日本企業の外貨建資金繰りにも波及する局面に入っているといえるだろう。

5月の日経平均株価は続伸基調で月末を迎え、史上最高値更新を連発した。ただ、最高値実現の原動力となったのは、ソフトバンクグループ(SBG)を筆頭に、キオクシア、東京エレクトロンなどごく少数のAI・半導体関連株である。なかでもSBGの貢献は抜きん出しており、時価総額は6月早々、トヨタ自動車を超えて日本1位となった。時価総額トップ企業の交代はNTTドコモからトヨタへ代わった2003年以来、22年半振りのことである。

5月の史上最高値更新がSBGの孤軍奮闘にとどまるのであれば、日経平均株価の先行きは安心できないが、株式市場では熟し切った株式に代わる新顔を探していたようだ。村田製作所、イビデン、ローム、太陽誘電といったAI・半導体関連の準大手ともいえるべき企業の株価が5月に急上昇した。これはいわゆる循環物色の動きが起きたことを物語る。この動きは市場の過熱を避け、仮に調整になっても大きなものにならないことを意味している。

5月の日本市場の動きは、史上最高値に達した株価が戻り売りの懸念がないからといって、さらに上値を迫おうとはせず、反対にリスクが表面化しても、シヨック売りは極大化しないだろう、といったことを予想させる。

日経平均株価は5月末までに年初来32%上昇した。TOPIXは同時期に16%の上昇である。日経平均株価は値高株効果によって割高に表示される傾向があるといっても、今年後半も同じペースで上昇を続けることは予想しにくい。もし、上昇ペースが前半と変わらなければ、その次の調整が大きくなるだけである。

反対に、企業収益は1桁増益予想と堅調見通しであり、またイラン情勢、ウクライナ情勢など国際環境の悪化がもたらす世界経済、日本経済へのダメージは極端なものにならないとの見方が強まっているように思われる。つまり、株価大暴落といった事態は避けられよう。

証券

## 日経平均株価、史上最高値を更新